慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法学研究第八十七巻(平成二十六年自一号至十二号)総目次
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.88, No.2 (2015. 2) ,p.139- 146
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150228-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

─現代アメリカ連邦議会の実相─ ····································	分極化する政治と憲法 ――国旗国歌起立斉唱事件「意見書」補遺―	国家・教師・生徒	比例原則と猿払基準	―最近のオバマ政権の移民改革の背景―	アメリカにおける移民政策・移民法に関する一考察	―自民党結党前後の政務調査会―	事前審査制の起点と定着に関する一考察	- 契約と制度と私的自治	放送法六四条一項と民法四一四条二項但書	号	論説		法学研究 第八十七巻 (平成二十六年 至十二号)
=	=		=	=		_		_					総目次
弋七	四七		元	_		型型		_		頁			目
Щ	駒		小	大		奥		平					次
本	村		Ш	沢		健		野					
龍	圭			秀		太		裕					

彦 吾 剛介

郎

之

Mo 造 カ	一一	一	カ	カ			F	自	Ä	韓国			法字 (_	88 苍		(201		
Modernity for Japanese Constitutional Theory		DOMAをめぐる政治と憲法―	遠憲」な法律の執行義務と擁護義務	その判例上の起源と展開―	カナダ憲法解釈における「生ける樹」理論の意義	放送負担金制度の概要と問題点―	ドイツ受信料制度改革の憲法学的考察	自治体財政権侵害の審査基準としての比例原則	日本国内における憎悪表現(ヘイトスピーチ)の規制についての一考察	[における「民主」と「共和」	日本の地方自治制度の示唆―	現代中国の中央と地方関係の特徴および法制化	意味することとしないことの再考―	唯一の立法機関」の法的な意味・射程	政治・行政改革と人事院のあり方―	アメリカにおける憲法秩序としてのメリット・システム	政治問題の法理のゆくえ	イギリス貴族院のバンクール判決にみる国王大権と司法審査	参議院議員選挙区選挙の『一票の較差』判決に関する一考察
1	=	=		=		=		=	=	=	=		=		=		=	=	=
	益()	五		四七五		四四九		四三	芸	芸	臺		亖		二四九		一		\equiv
	YAN	横		手		鈴		上	小	或	呉		Ш		岡		大	岩	新
i	YAMAMOTO, Hajime	大道		塚		木		代	谷	分			﨑		田		林	切	井
原太	ГО, Нај	厄		崇		秀		庸	順	典	東		政		順		啓	大	
郎	jime	聡		聡		美		平	子	子	鎬		訶		太		吾	地	誠

法字 研																			
—債権者保護を中心に— ·················	濫用的会社分割と詐害行為取消	―東京高判平成二四年六月四日(判時二一六二号五四頁)をめぐって―	利息制限法の適用と法人格否認の法理	企業再編と債権譲渡・債務引受・契約譲渡	解題 慶應義塾大学と清華大学の学術交流	特集 企業再編の現代的課題―日中民商法比較の観点から	日中戦争下の長江流域における「密輸」(一九三七 - 一九四一年)(三・完)	初代日銀総裁・吉原重俊の思想形成と政策展開	日中戦争下の長江流域における「密輸」(一九三七 – 一九四一年) (二)	―「勢力均衡」を題材として―	「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念(三・完)	日中戦争下の長江流域における「密輸」(一九三七 – 一九四一年)(一)	―「勢力均衡」を題材として―	「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念(二)	―「勢力均衡」を題材として―	「一八世紀」及び「一九世紀」における国際法観念(一)	―ルバンガ事件判決と国際刑法における共同正犯論の展開を素材に―	正犯概念再考	—二〇一三年日中韓担保法研究会報告—
九	九	九		九	九		九	九	八	八		七	七		六		Æ.		四
丟	쯸	<u></u>		八九	仝		圭	_	芫	_		鼍	_		_				_
菅	宮	金		池	Щ		戸	小	戸	明		戸	明		明		フィ		平
原貴	島	Щ		田	本		張	川	張	石		張	石		石		フィリップ・オステン		野
頁 与		直		真	爲三		敬	原正	敬	欽		敬	欽		欽		・オス		裕
志	司	樹		朗	郎		介	道	介	訶		介	訶		訶		テン		之

											法字(讲究 8	88 を	2号	(201	5:2)
―加藤新太郎判事の論稿を読んで― ハ	訴訟上の和解における対席論と心証開示論の問題――主として那須弘平論文及び出井直樹論文を読んで―― ※	訴訟上の和解の効用と弊害	―トライデント代替策レビューから― 五	英核抑止力の将来	即決和解と法的紛争 三	研究ノート	―スイス人法律家の語る日本法学界―	オイゲン・フーバー宛ルイ・ブリデル書簡(一九○○−一九一二年)	資料	—取締役の信認義務を中心に—	アメリカ合衆国連邦倒産法第一一章手続におけるDIPの職務遂行規範	―情報アクセス・情報確認に対する権利保障とその私法的効果に関する比較法的考察― … ==	ブラジル電子商取引法案における消費者・事業者間の情報の非対称性の縮減	—手形法・小切手法の現代語化との関係で— ····································	手形法・小切手法中の抵触規則に関する一考察	—「文明」の普及をめぐって— +	伊藤博文への博士号授与と日米外交
八九九	葁		芸		薑		===			五		_		_		_	
石	石		鶴		石		小			工		前		北		小	
Ш	Щ		岡		Ш		沢			藤		田		澤		Ш	
			路				奈			敏		美 千		安		原正	
明	明		人		明		々			隆		代		紀		道	

五四九	五四八	五 四 七	五 四 六	五四五五	五四四四	五四三	五 四 二	五. 四 一	〔商法〕・	判	既判力基準	訴訟上の和
ないとされた事例取締役の会社に対する会計帳簿等閲覧請求権は認められ取締役会設置会社の取締役の会社に対する会計帳簿等閲覧請求権は認められ	会計監査権限のみを有する監査役の第三者に対する責任が認められた事例	おいて、説明義務違反は認められないとしてその請求が棄却された事例取締役の説明義務違反を理由として提起された株主総会決議取消請求訴訟に	した事例者兼被共済者に対する貸金債権と共済金との相殺を適法と者による共済契約者兼被共済者に対する貸金債権と共済金との相殺を適法と評価したうえで、第三者による死亡共済金請求権の原始取得を否定し、共済自己のためにする養老共済契約の死亡共済金請求権が第三者に遺贈されたと自己のためにする養老共済契約の死亡共済金請求権が第三者に遺贈されたと	インサイダー取引規制における「重要事実」・「公表」の意義	新株発行無効の訴えを本案訴訟とする議決権行使禁止の仮処分	株式準共有者の一人による議決権行使を会社が認容することの可否	るとされた事例とは、国際信義に反するものとして、同商標が商標法四条一項七号に該当すとは、国際信義に反するものとして、同商標が商標法四条一項七号に該当す「シャンパンタワー」なる商標を指定役務「飲食物の提供」等に使用するこ	た事例 消料の一部が同法九条一号の「平均的な損害」を超えるとされて無効となっ 大学のクラブチームが消費者契約法上の「消費者」に該当し、宿泊予約の取		2例研究	時後の相殺権の行使	『解の法的性質論
+	九	八	七	六	Æ.	四	三	_			土	+
三	一个	101	101	四七	兖	≡	四九	益			Ξ	五
鈴	重	池	金	杉	岡	吉	諏	堀	商		石	石
木 千	田麻	島	尾	田	本智	Ш	訪 野	井	法研		Ш	Ш
佳	紀	真	悠	貴	英	信	判	智	究			
子	子	策	香	洋	子	將	大	明	会		明	明

損害賠償請求・同反訴事件)判例時報二一六六号六九頁 東京地裁平成二四年七月一九日判決(平成二三年⑺二七○九五号・三一四二二号、東京地裁平成二四年七月一九日判決(平成二三年⑺二七○九五号・三一四二二号、金員の請求をすることができない旨の合意がされた場合、この合意に違反して訴停止条件付売買契約において停止条件が不成就で契約が消滅したときは、一切の	〔下級審民訴事例研究〕	四四三 平二五6〔民集六七巻八号一六八六頁〕	四四二 平二五5〔民集六七卷九号一九三八頁〕	四四一 平二三4〔民集六五巻二号六六五頁〕	四四〇 平二五4〔民集六七巻四号一一五〇頁〕	四三九 平二五3〔民集六七巻八号一四八三頁〕	四三八 平二五2〔民集六七巻三号八六四頁〕	四三七 平二五1 [民集六七巻五号一二〇八頁]	[最高裁民訴事例研究]	五五一 譲渡制限株式の共同相続人の一人に対する会社の株式売渡請求の可否	五五〇 トネイチャー事件(第一次) 著しく不公正な価額による自己株式処分・新株発行と取締役の責任――アー
_		土	+	九	八	六	四	Ξ		=	土
100		丟	些	<u>=====================================</u>	\equiv	軠	豐	中十		三	四七
工	:: 民事	河	\equiv	杉	小	中	山	Ш	:: 民	来	杉
藤	事訴訟	村	木	本	原	島	木戸	嶋	事訴 診	住	田
敏	訴訟法研究会	好	浩	和	将	弘	勇一	隆	民事訴訟法研	野	貴
隆	究会	彦	_	士	照	雅	郎	憲	究会	究	洋

41	4	40	[民	69				
1. 民事訴訟法二六〇条二項の裁判を求める申立ての相手方が破産手続開始の決1. 民事訴訟法二六〇条二項の裁判を求める申立ての相手方が破産手続開始の決1. 民事訴訟法二六〇条二項の裁判を求める申立ての相手方が破産手続開始の決1. 民事訴訟法二六〇条二項の財立てに係る請求とが併合されているを受けた場合における同申立てに係る請求権の破産債権該当性	判例時報二一三一号六四頁、判例タイムズ一三五八号七六頁)二三年少第二三〇号、最高裁平成二三年九月三〇日第三小法廷決定、抗告棄却、補助参加許可決定に対する抗告審の取消決定に対する特別抗告事件(最高裁平成ないとされた事例	ものの、その審理手続に裁判に及ぼすことが明らかな法令の違反があるとはいえ告のの、その審理手続に裁判に及ぼすことが明らかな法令の違反があった措置には、抗告審における手続保障の観点から見て配慮に欠けるところがあったに当たり、即時抗告申立書の副本の送達又はその写しの送付をしなかった原審の補助参加を許可する旨の原々決定を即時抗告の相手方に不利益なものに変更する	集未登載最高裁民訴事例研究〕	- 一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・一・	管針こよる子会士の帯内国党の内兑杲正バ、皮管去一六つを三貫の無賞			
兰		五.		七				
薑		夳		Ξ				
村		芳	: 民 事	工				
田		賀	訴訟法	藤				
典		雅	公研究会	敏				
子		顯	会	隆				

紹介と批評

									法学	研究 8	38 巻	2号	(201
ゲルハルト・リュケ先生を偲ぶ コート・ロュケ先生を偲ぶ	衛藤安奈君学位請求論文審査報告 + 夳	高木佑輔君学位請求論文審査報告	李鳴君学位請求論文審查報告	平成二五年度慶應法学会シンポジウム「EUの政治・経済秩序」	渕川和彦君学位請求論文審査報告	江藤名保子君学位請求論文審查報告 三 一三	青木孝之君学位請求論文審查報告	小林節教授略歷・主要業績 二	特別記事	『民間交流のパイオニア――渋沢栄一の国民外交』	片桐庸夫著	『金子堅太郎――槍を立てて登城する人物になる』 + - 芸	松村正義著
<u> </u>	=	_	七	_	七	=	五	_		三浜		並	
										口		井	
										Ц		71	

裕 子

優